

2008年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

【問題】 以下の〔事例〕を読み、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

- 1 平成18年5月1日朝、S警察署のP警部補ら3名の警察官は、窃盗の被疑事実による逮捕状（以下「本件逮捕状」という）の発付されているXの動向を視察し、その身柄を確保するために、本件逮捕状を携行しないで同署から警察車両でT市内のX方に赴いた。
- 2 上記警察官3名は、X方前で同人を発見したが、Xは警察官らの姿を認めるや、隣家の敷地内に逃げ込んだ。しかし、逃げ切れないと観念して、隣家の敷地から出て来たところを、同日午前8時25分ころ、X方付近の路上（以下「本件現場」という）で上記警察官らによって逮捕された。
- 3 Xは、警察車両でS警察署に連行され、同日午前9時40分ころ同署に到着した後、間もなくP警部補から本件逮捕状を呈示された。
- 4 本件逮捕状には、同日午前8時25分ころ、本件現場において本件逮捕状を呈示してXを逮捕した旨のP警部補作成名義の記載があり、さらに、同警部補は、同日付けでこれと同旨の記載のある捜査報告書を作成した。
- 5 落ち着きのない態度や青白い顔色などから、覚せい剤の使用を疑われたXは、同日午後7時10分ころ、P警部補の求めに対して、S警察署内で任意の採尿に応じた。その際、Xに対して強制が加えられることはなかった。鑑定の結果、Xの尿について、覚せい剤成分が検出され、後に、その旨の鑑定書が作成された。
- 6 Xは、同年5月15日、「法定の除外事由がないのに、平成18年4月中旬ころから同年5月1日までの間、M県下若しくはその周辺において、覚せい剤若干量を自己の身体に摂取して、使用した」との事実（公訴事実第1）により起訴され、同年7月15日、本件逮捕状に係る窃盗の事実（公訴事実第2）についても追起訴された。
- 7 上記被告事件の公判において、本件逮捕状による逮捕手続の違法性が争われ、X側から、逮捕時に本件現場において逮捕状が呈示されなかつた旨主張されたのに対し、上記3名の警察官は、証人として、本件逮捕状を本件現場でXに示すとともに被疑事実の要旨を読み聞かせた旨の証言をした。

〔設問〕

裁判所が、上記3名の警察官の証言は信用できず、警察官らは本件逮捕状を本件現場に携行しておらず、逮捕時に本件逮捕状が呈示されなかつたとの心証を抱いている場合、Xの尿に関する鑑定書（前記5参照）を、公訴事実第1を認定する証拠として用いることができるか、論じなさい。